

○ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文
子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）（第一条関係）【令和七年四月一日施行】
（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
（法第五十八条第一項及び第二項の規定による報告） 第二十一条 法第五十八条第一項の規定による報告は、同項に規定する都道府県知事が定めるところにより行うものとする。 2 法第五十八条第二項の規定による報告は、同項に規定する都道府県知事が定めるところにより行うものとする。	（教育・保育情報の報告） 第二十一条 法第五十八条第一項の規定による報告は、特定教育・保育提供者が教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事が定めるところにより行うものとする。 （新設）